

審査基準

令和4年4月19日作成

法令名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条項：第31条の23において準用する第5条第4項
処分の概要：許可証の再交付
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（許可証再交付申請書の提出）、第80条において準用する第12条（許可証の再交付の申請）
審査基準：
標準処理期間：14日
申請先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第二課 又は生活安全・刑事課
問合せ先：長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 （電話：026-233-0110）
備考：